

令和6年10月31日

旅客船の輸送の安全確保に関する警告書を発出しました

令和6年5月2日に齋島汽船株式会社が運航するフェリー「みかど」が、広島県呉市豊町（大崎下島）久比港内において、入港のため棧橋に接近中、乗組員による機関操作が適切に行われなかったことにより、同棧橋に衝突し旅客3名が負傷する事故が発生しました。

これを受け、中国運輸局及び呉海事事務所が令和6年5月15日に海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、同社の安全管理規程に定める着岸時の旅客の転倒事故防止措置が不十分であった等、安全管理規程の一部が遵守されていないことが確認されました。

今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、下記のとおり輸送の安全確保に関する警告書を発出しましたので、お知らせいたします。

なお、令和6年3月29日に違反点数制度と処分基準が創設されて以降、当局管内では初めての行政指導となります。

記

1. 発出年月日

令和6年10月31日（木）

2. 対象事業者

事業者の名称：齋島汽船株式会社

事業者の住所：広島県呉市豊浜町豊島3526-15

代表者の氏名：代表取締役 北東 一平

3. 警告の内容 ※カッコ内は違反点数

以下に掲げる措置について、令和6年12月2日までに当局あて文書で報告すること。

- (1) 安全統括管理者は、海上運送法第19条の2の3及び安全管理規程第57条に基づき、「輸送の安全に関する基本的な方針」、「輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況」及び「安全管理規程」のみならず、「安全統括管理者に係る情報」及び「運航管理者に係る情報」についても、インターネットの利用その他の適切な方法により外部に対して公表すること。（1点）

- (2) 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、経営トップへ報告した安全マネジメント態勢の実施状況等について、適切に記録すること。また、関係法令の遵守と安全最優先の原則を会社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。(2点)
- (3) 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。(2点)
- (4) 船長は、安全管理規程第30条に基づき、出入港時や事故処理基準に定める事故が発生したとき等の場合には、同基準第4条に基づき、必ず運航管理者に連絡すること。(2点)
- (5) 乗組員は、安全管理規程第34条及び作業基準第11条に基づき、着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、船内放送等の方法により、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示すること。(1点)
- (6) 運航管理者は、安全管理規程第38条及び作業基準第18条に基づき、発着場等の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示すること。(1点)
- (7) 船長は、安全管理規程第44条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置について、速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡すること。運航管理者は、安全管理規程第49条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署に事故の概要及び事故処理の状況を報告し、助言を求めること。(2点)
- (8) 内部監査を行う者は、安全管理規程第55条に基づき、年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたる内部監査を実施すること。なお、内部監査の実施及び安全マネジメント態勢の機能全般に関して見直しを行ったときは、その内容を適切に記録すること。(1点)

4. 当該事業者に対する違反点数付与状況

今般付与する違反点数及び当該事業者の累積違反点数は、以下のとおり。

- (1) 今般の警告により付与する違反点数 12点
- (2) 当該事業者の累計点数 12点

【問い合わせ先】

中国運輸局海上安全環境部 運航労務監理官

寺西・田邊・坂本 TEL:082-228-8708

中国運輸局呉海事事務所 運航労務監理官

原井 TEL:0823-22-2520